

# 報 告 書

平成 28 年 11 月 10 日

山梨県政府調達苦情検討委員会

山梨県政府調達苦情検討委員会は、苦情申立て「第3号」について本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

平成 28 年 11 月 10 日

山梨県政府調達苦情検討委員会委員長  
小沼省二

(別紙)

第3号

## 報 告 書

東京都港区芝公園二丁目4番1号

苦情申立人 三井物産エアロスペース株式会社

代表取締役 内 田 好 治

代理人 弁護士 多 田 敏 明

川 浦 史 雄

代理人 大 杉 定 之

鯨 坂 一 郎

佐 藤 秀 樹

河 津 直 行

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

関係調達機関 山梨県(防災局消防保安課)

代表者 山梨県知事 後 藤 斎

代理人 小 澤 浩

一 瀬 好 史

丸 茂 敏 樹

東京都港区六本木六丁目10番1号

参加者 エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

代表取締役 ステファン・ジヌー

代理人 弁護士 門 伝 明 子

代理人 中 澤 一 郎

萩 原 和 重

## 第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

### 1 苦情申立人

山梨県が行った「消防防災ヘリコプター」の調達に係る一般競争入札（以下「本件調達」という。）について、入札参加資格の再審査、及び調達条件を変えず再度調達を行うことを関係調達機関に提案することを求める。

### 2 関係調達機関

苦情申立人からの平成28年8月12日付けの苦情申立て（以下、「本件申立て」という。）の却下を求める。

## 第2 事案の概要

- 1 平成28年5月30日、関係調達機関は、本件調達の入札公告を行った。
- 2 平成28年6月7日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、「山梨県消防防災ヘリコプター仕様書」（以下「本件仕様書」という。）に係る質問書を提出した。
- 3 平成28年6月15日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、本件仕様書に係る質問の回答（以下「質問回答書」という。）をファックスにより送付した。
- 4 平成28年6月17日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、入札参加資格確認申請書及び応札物品仕様書等審査申請書（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出した。
- 5 平成28年6月21日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、審査申請書等に係る質問（本件仕様書第5の3座席数に関して席改修の手順等）及びヒアリング開催の日時について、電子メールを送信した。
- 6 平成28年6月23日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、ヒアリング（以下、「6月23日ヒアリング」という。）を実施するとともに、苦情申立人から追加資料の提出を受けた。
- 7 平成28年6月29日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、防振装置機首下部取付に係る追加資料を提出した。

- 8 平成 28 年 6 月 30 日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、席改修に係る追加資料を提出した。
- 9 平成 28 年 7 月 1 日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、「現状では、座席が 14 席以上ないため、及び、現状では、ヘリコプターテレビ電送装置に係る防振装置が機首の下部に取り付けられないため。」との理由により、「入札参加資格無」とする、入札参加資格確認通知書（以下「資格確認通知書」という。）を郵送により送付した。
- 10 平成 28 年 7 月 4 日、苦情申立人は、資格確認通知書を受領した。
- 11 平成 28 年 7 月 5 日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、「入札参加資格なしとした理由の説明要請書」（以下「説明要請書」という。）を提出した。
- 12 平成 28 年 7 月 12 日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、説明要請書に係る「入札参加資格確認通知内容説明について」（以下「資格確認内容説明通知」という。）を郵送により送付した。
- 13 平成 28 年 7 月 14 日、関係調達機関は、本件調達に係る入札・開札を行い、同日、落札者と仮契約を締結した。
- 14 平成 28 年 7 月 26 日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、平成 30 年 3 月 1 日までに確実に納入可能である事を証明する資料（製造国からの輸送や関係機関との調整に要する期間の設定に関する詳細かつ明確な根拠等を含む。）を、平成 28 年 7 月 28 日までに提出するよう、メールで要請した。
- 15 平成 28 年 7 月 28 日、苦情申立人は、上記 14 の要請を受け、関係調達機関に対し、14 座席仕様の開発スケジュールを記載したメールを送付した。
- 16 平成 28 年 8 月 12 日、苦情申立人は、本委員会に対し、本件申立てを行った。
- 17 平成 28 年 8 月 18 日、本委員会は、本件申立てを受理した。
- 18 平成 28 年 8 月 19 日、本委員会は、関係調達機関に対し、契約の執行を停止すべきである旨の要請を行った。

### 第3 提出資料

#### 1 苦情申立人

- ・平成28年8月12日付け「政府調達苦情申立書」(以下「本件申立書」という。)
- ・平成28年9月7日付け「意見書」(以下「本件意見書」という。)
- ・平成28年9月30日付け「意見陳述書」(以下「苦情申立人陳述書」という。)

#### 2 関係調達機関

- ・平成28年8月18日付け「苦情を却下すべき旨の申し出について」(以下「却下申出書」という。)
- ・平成28年8月29日付け「政府調達に関する苦情申し立てに係る報告書について」(以下「関係調達機関報告書」という。)
- ・平成28年9月30日付け「三井物産エアロスペース(株)の苦情申し立てに対する陳述書」(以下「関係調達機関陳述書」という。)

### 第4 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、

入札説明書2の(3)納入期限に関して、公告、入札説明書、本件仕様書及び質問回答書(以下「入札説明書等」という。)に記載のない事項により苦情申立人の入札参加資格を評価したことは、政府調達に関する協定を改定する議定書(以下「改正協定」という。)第8条第3項(b)並びに第10条第7項(a)及び(b)並びに同条第11項(a)に違反するかという点について

であり、この争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、次のとおりである。

## 1 苦情申立人の主張

(本件申立書等から引用。会社名は記号により表記し、用語については適宜注を加えた。以下、本章において同様。)

### (1) 入札説明書に記載のない事項により入札資格が判断されたこと

#### ア 「入札参加資格確認通知書」記載事項

本件調達において、苦情申立人が提案している機体(以下「本機体」という)は、「現状では、座席が14席以上ないため」及び「現状では、ヘリコプターテレビ電送装置に係る防振装置が機首の下部に取り付けられないため」という理由で、苦情申立人には入札参加資格がないと判断された(傍点は苦情申立人による)。

本件調達において、入札説明書等によれば、輸入時、納入検査時等には仕様書どおりのものであるか確認することが予定されているが(仕様書第10)、入札参加資格判断時に、仕様書どおりの機体を有しているべきことは記載されていない。入札説明書等が仕様書を満たす物品であるかどうかを確認する時点を、あえて入札参加資格判断時ではなく、納入検査時等にしているのは、当該調達物品群を製造又は販売する事業者によって取り扱う仕様が異なる場合に、納入検査時等までに、発注官庁が指定する仕様(以下「指定仕様」という)を満たすための開発や仕様変更(既製品のカスタム化)を行う余地を残し、当該調達物品群を製造又は販売する事業者の間での公平性を保つためと考えられる。

しかるに、調達機関は、後述するとおり、苦情申立人が指定仕様に合致する開発を行う旨表明しているにもかかわらず、上述のとおり、納入検査時ではなく、入札参加資格判断時に仕様書どおりの機体ではないとして入札資格がないと判断しており、入札説明書等において事前に特定した条件ではない条件により、苦情申立人の入札参加資格を評価したものであり、これは改正協定第8条第3項(b)に違反する。

イ 「入札参加資格確認通知内容説明について」記載事項

苦情申立人が上記アについて調達機関に説明を求めたところ、「本邦航空局での型式承認手続や本県の各種検査などを勘案した場合、期限内の納入は極めて困難と判断せざるを得ない。」との返答があった。

本件調達において、入札説明書等には、納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮すること、及びそれをどのような条件で評価するかについては記載されていない。

従前、苦情申立人から調達機関に対し、本機体について仕様書に適合するようカスタムし、納入が期限までに可能であることを説明し、本機体メーカーからの差入書まで提出している。

にもかかわらず、調達機関がこのような判断をした具体的な根拠は不明であるが、入札説明書等において事前に特定した条件ではない条件により、苦情申立人の入札参加資格を評価したことは明らかで、これは改正協定第 8 条第 3 項(b)に違反する。

なお、調達機関が、入札説明書等において事前に特定した条件以外の一定の要件を想定していることは、調達機関担当者の平成 28 年 8 月 1 日付け電子メールに「所要の要件を満たさないことを再度確認いたしました。」とあることから明らかである。

ウ 説明、入札説明書等修正の不足

上記ア及びイのとおり、入札参加資格判断時に仕様書どおりの機体を有していること( )は、本件調達の入札資格の判断要素に含まれるべきではない。

また、仮に、納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮することを含むこと( )を許容したとしても、当該可能性をどのような条件で評価するか( )について入札説明書等に記載することは不可欠である(改正協定第 8 条第 3 項(b))。

加えて、上記 及び は、供給者が参加するための条件であり、また



上記 は入札説明書等が定める納期に適合することを証明する方法であって、改正協定第 10 条第 7 項(a)及び(b)によって完全な説明が求められるものである。

入札説明書等に記載されるべき事項について記載がなされていないのであるから、調達機関は、これを評価要素とする場合には、改正協定第 10 条第 11 項柱書に基づき、入札説明書等を修正しなければならない。

しかるに、調達機関は、完全な説明も入札説明書等の修正も行っていない。これは、改正協定第 10 条第 7 項(a)及び(b)、並びに同条第 11 項(a)に違反する。

( 2 ) 調達機関の判断が公正な競争を阻害すること

上記 ( 1 ) のとおりの調達機関の判断、返答は、以下のとおり公正な競争を阻害するものであり、苦情申立制度の趣旨からしても、苦情申立ての趣旨の請求が認められるべきである。

ア 上記 ( 1 ) ウ が明らかに不合理であること

入札参加資格判断時に仕様書どおりの機体を有していることを入札参加資格とした場合、入札参加が可能になるには、既製品で仕様の全てを満たすものを有している者のみとなることになる。

このような場合、上記 ( 1 ) アでも言及したとおり、仕様に合わせて納期までにカスタマイズを行うという企業努力が一切否定され、自社の既製品如何によって入札参加資格が決定されてしまうという点において公平性を害するとともに、入札に参加できる者を著しく減少させることとなり、公正な競争が阻害されることは明らかである。

イ 上記 を明記しなければ、恣意的な選定が可能となること

上記 及び について、納期を厳守すること自体は、契約の当事者として当然の義務であり、これの履行可能性も考慮されることに一定の合理性があることは苦情申立人としても理解のできる場所である(ただし、本件調達において苦情申立人は履行可能性が十分であることを説明

している)。

しかしながら、その考慮の方法が全く明らかでないことは、調達機関が恣意的に落札事業者を選定し得ることに繋がる。

本件調達の目的物である消防防災ヘリコプターは、発注者によって様々な要求スペックがあり、供給者各社も、各社が取り扱っている既製品に何らかのカスタマイズを施して納入することが一般的である。入札を希望する者すべてが、納期までに何らかの開発・改造を施すことを予定していることの方がむしろ常態であり、納期までに間に合わせる事ができない抽象的な可能性さえあれば入札参加資格を否定できるというのであれば、また事前にその判断基準が明確になっていない場合には、調達機関の恣意により、入札資格者を選別することが極めて容易となる。

以上から、納期を遵守する可能性を、入札参加資格として評価するのであれば、その評価方法、提出すべき資料等について、明確に入札説明書等に記載することは必須である。

#### ウ 入札説明書記載の他の要件と比較して不公平であること

本件調達において、仕様書に記載されている一部要件について、明確な記載がなく、製品の指定がされているものでもないのに、当該要件を満たしていないものについて調達機関の判断で同等品を認めたというものがあつた旨、苦情申立人は調達機関から説明を受けている。

具体的には、仕様書で要求されている「強化型ウインドウシール」(本件調達仕様書別表1・2・番号33(13頁))について、「強化型」とは何かという質問に対し、調達機関から、「耐空性審査要領4-1-12Aに基づく鳥衝突に対するTA級回転翼航空機の要件を満足していることを示しています。」と回答されていることが、この点に該当する。

苦情申立人が競合他社(本件調達において調達機関に調達物品を納入できる可能性のある事業者)と認識している3社(A社、B社、C社)のうち、前2社については、現在調達機関に対し苦情申立てを行って

るため、受注者ではなく、残る C 社が本件調達を受注者と推察されるところ、当該社において扱っている、仕様書の他の要件を満たす回転翼航空機は、当該「強化型ウインドウシール」の要件を満たすことはできていない（当該耐空性審査要領と同等の要件を定めている、FAR29.631 の要件を満たしている記載がない。 ）。

これについて、苦情申立人から調達機関に説明を求めたところ、「同等と認められるものについては合格とした。」との回答があった。

本件調達の仕様書において、同等品を採用することができるのは、製品の指定がある場合のみであり（仕様書第 1・12（2 頁））、これ以外について仕様を満たしていない機体を提案した事業者について、入札資格を認めることは、調達機関の判断で仕様を変更していることにほかならない。

以上のとおり、「強化型ウインドウシール」の要件においては、入札説明書等がない条件で入札参加資格を認めていることに対し、苦情申立人に関しては、上記（ 1 ）のとおりに入札説明書等がない条件で入札参加資格が否定されている。

一般競争入札において強く要請される公平性を無視した不公平な取り扱いであるというほかない。

また、このような判断が一般的に認められるようになれば、入札希望者が全てを満たしえない入札説明書等を作成した上で、調達機関が恣意的に選定した入札希望者のみ、入札仕様書等に記載のない条件でもって入札資格を認めることが可能となってしまう。これが公正な競争を害すること、しかも調達機関によって引き起こされるという点において一般競争入札の趣旨が没却されることは言うまでもない。

### （ 3 ） 事前及び事後の協議等、手続における真摯でない対応

以下のとおり、本件調達における調達機関の対応は、苦情申立人が調達機関の判断について争う機会を損ねる真摯性を欠くものであり、上記

( 1 ) の違反が意図的に行われたのではないかとの疑念すら惹起させるものである。

ア 参加資格通知書の理由欄の記載では真の争点が明らかでないこと

上記( 1 )アのとおり、参加資格通知書においては、「現状では」仕様書のスペックを満たしていないことが、参加資格を認めない理由として記載されていた。調達機関が、参加資格として納入期限に間に合うことの可能性を考慮していることが明らかになるのは、苦情申立人において説明を要請した後である( なお、調達機関は、その後の電子メールにおいても、主たる論点が納入期限であることを明言している。 )。

調達機関は、率直に、納入期限に間に合うことの可能性を否定的に評価したことを、参加資格通知書の時点で明記すべきであった。

イ 入札参加資格通知後に資料の提出が求められていること

上記( 1 )イのとおり、苦情申立人は、調達機関に対し、仕様書記載の納期までの納入が可能であることを説明し、本機体メーカーからの差し入れ書も提出している。

これに関連して、入札参加資格通知前の協議において、調達機関から、何らさらに資料を提出すべきことを要請されることはなかった。

しかしながら、その後の協議において、調達機関から、「平成 30 年 3 月 1 日までに確実に納入可能であることを証明する資料( 製造国からの輸送や関係課機関との調整に要する期間の設定に関する詳細かつ明確な根拠等を含む。( 閉じ括弧なしは、原文ママ ) を、平成 28 年 7 月 28 日( 木 ) までに提出してください。」との要請があった( 平成 28 年 7 月 26 日調達機関担当者電子メール。 )。

このような要請をするのであれば、提出する書類は入札説明書等に明記されるべき事項である。少なくとも、入札参加資格通知前の協議でなされなければ意味がない。

ウ 入札参加資格を得た者の数について頑なに開示を拒否していること

苦情申立ては、公正な競争が阻害されているおそれがある場合に申し立てるものであり、争いたい事項が、最終的にどのように競争に影響しているのかということは、申立てを行おうとする者の重要な関心事である。

しかしながら、調達機関は、これについて頑なに開示を拒否し続けている。

#### (4) 結論

以上のとおり、調達機関には、改正協定第8条第3項(b)、第10条第7項(a)及び(b)、並びに同条第11項(a)に違反する行為があり、またそれにより公正な競争が大きく阻害されている。

速やかに、苦情申立人の請求が認められるべきである。

## 2 関係調達機関の主張

### (1) 1の(1)アについて

苦情申立人は、調達機関が「現状では、座席が14席以上ないため」等の理由で入札参加資格がないとされたことに関し、改正協定第8条第3項(b)に違反する旨を主張するが、こうした回答となったのは、苦情申立人が必要な書類を期限までに提出しなかったためであり、以下、その状況を詳述する。

調達機関は、6月23日のヒアリングの前々日に、苦情申立人に対し、ヒアリング時に、席改修の手順、手続き、スケジュールを質問する旨を事前通告し、詳細な説明を求めたが、苦情申立人は、ヒアリング時に、「製造業者では、客室12席仕様は18ヶ月以内に開発を完了する計画です。」という記載のみの具体性のない資料を提出し、具体的な手順や全体スケジュール等について、説得力のある十分な説明が行えなかった。

このため、調達機関は、平成28年7月1日が各社への入札参加資格の

回答期限であり、時間的猶予がないことを指摘した上で、責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類を早急に提出するよう再度求めたのに対し、苦情申立人は「至急で回答する」旨を確約した。

今回調達に係る入札説明書の13入札参加希望者に求められる義務では、「この入札に参加を希望する者は、申請書類等提出した書類について、説明を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。」と明記されているが、度重なる督促を行ったにもかかわらず、実際に、ヘリコプター製造会社の型式承認の取得予定のみを記載した書面が示されたのは、入札参加資格通知期限の前日である平成28年6月30日の午後3時29分であった。

このように苦情申立人の回答が大幅に遅延するとともに、ヘリコプター製造会社の型式承認取得後に実施する各種手続のスケジュールが全く記載されていない不十分なものであったことから、期限内の納入に関する記載の検討ができず、また、当該回答の到達以前に、平成28年7月1日の各社への通知発送に間に合うよう、すべての入札参加希望者の資格審査を既に終了していたため、入札参加資格が無い理由として、苦情申立人に対し、「現状では、座席が14席以上ないため」などの回答を行ったものである。

苦情申立人は、平成28年6月30日のメールで、「ご指摘をいただいておりますにも関わらず、審査期間間の提出となりましたことをお詫び申し上げます。」と非を全面的に認めているにもかかわらず、苦情申立てにおいては、自らの怠慢を隠匿し、調達機関の記載を曲解して、苦情申立てを行っているものである。

以上のことから、調達機関は、入札参加資格判断時に、仕様書どおりの機体を有することを条件としているものではなく、改正議定書第8条第3項(b)の規定に基づき、公示又は入札説明書において事前に特定した条件(平成30年3月1日の納入期限の遵守)に基づいて適正に評価して

おり、苦情申立人の主張は全く当たらないものである。

(2) 1の(1)イについて

苦情申立人は、「納入が期限までに可能であることを説明し、本機体メーカーからの差入書まで提出している。」旨を主張するが、苦情申立人の期限内納入が可能であることを説明したとする書面には、席改修について「製造業者では、客室 12 座席仕様は 18 ヶ月以内に開発を完了する計画です。」、防振装置機首下部取付について「製造業者では、2017 年第 1 四半期頃に、航空当局による承認を得る計画です。」との記載があるだけの具体性のないもので、これらの事実を証明するヘリコプター製造会社の書類は、何も添付されていなかった。

また、審査期限間際にようやく提出された本機体メーカーからの差入書は、ヘリコプター製造会社である P 社が、製造国の承認に向けて進めている 5 つの活動項目及びその完了目処、納入期限の直前である平成 30 年 1 月末に承認取得予定である旨が記載されているのみの簡単な書面であった。

調達機関は、仕様書第 1 総則の 2 で、今回調達する消防防災ヘリコプターは、「製造国の法令に定められた型式承認に基づいて製造され、かつ、航空法及び同法の施行のための法令に定められた基準に適合するものであること」を、3 で「本機は、航空法第 10 条に定める耐空証明を取得した新品のヘリコプターであること。この場合において、本機の製造国が日本国内以外であるときは、輸出耐空証明を取得した上で輸入しなければならない」ことを求めている。

併せて、仕様書第 3 納入期限で、納期を平成 30 年 3 月 1 日と明記するとともに、第 10 検査で、輸入時・中間・完成・納入等の検査を行うことを記載し、受検希望日の 10 日前までに調達機関に申し出ることなどを定めている。

調達機関が示した条件と、苦情申立人が提出した書面を考え合わせる

と、平成 30 年 1 月末の製造国の型式承認に基づいて、輸出耐空証明を取得した上で我が国に輸入し、本邦航空局が耐空証明をはじめとする航空法等の各種基準に適合していることを確認し、調達機関の輸入時・中間・納入検査等を受けた上で、平成 30 年 3 月 1 日までに納入するというものであり、標準的な事務処理期間や調達機関の各種検査日程等を考慮すれば、期限内に納入できないのは明らかである。

苦情申立人は、「納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮すること、及びそれをどのような条件で評価するかについて記載されていない。入札説明書等において事前に特定した条件でない条件により、入札参加資格を評価したことは明らかで、改正協定第 8 条第 3 項(b)に違反する。」と主張するが、納入期限は、契約行為において、最も重要かつ基本的な事項で、「間に合うことの可能性を参加資格として考慮する」ものではなく、当然に厳守しなければならないものである。

調達機関では、入札説明書等の交付に合わせ、落札者と締結する「ヘリコプター売買仮契約書」の案文を示しているが、第 12 条(解除等)で、「納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき」は、「甲(調達機関)は、催告なしにこの契約を解除することができる。」と規定しており、納入期限内に履行の見込みがないと明らかに認められるときは、契約を一方的に解除できることを明示している。

また、調達機関は、この納入期限を念頭に、国庫補助や要員計画など各種手続を進めており、納入期限が守られなければ、本県の消防・防災活動はもとより、県財政等にも著しい悪影響が生ずるのは明らかであり、期限内に納入ができない者に、入札参加資格が認められないのは当然のことである。

以上のことから、調達機関は、改正議定書第 8 条第 3 項(b)の規定に基づき、公示又は入札説明書において事前に特定した条件(平成 30 年 3 月



1日の納入期限の遵守)に基づいて適正に評価しており、苦情申立人の主張は全く当たらないものである。

苦情申立人は、「納入期限に間に合う可能性をどのような条件で評価するかについて入札説明書に記載することは不可欠で、改正議定書第10条第7項(a)及び(b)によって完全な説明が求められる。入札説明書等に記載されていないから、改正議定書第10条第11項により、入札説明書等を修正しなければならない」と主張するが、前述したとおり、納入期限は当然に厳守すべきものである。

調達機関では、入札公告、入札説明書、仕様書のいずれにおいても、納入期限が平成30年3月1日であることを明記しており、製造国の型式承認や航空法等の基準適合など、納入に先立つ各種手続等と合わせ、改正議定書第10条第7項(a)及び(b)の規定に基づき、調達並びに満たすべき要件、供給者が参加するための条件について、完全な説明をしている。

また、納入期日に関し、入札説明書等に記載すべき事項はすべて記載しており、修正の必要がないことから、改正議定書第10条第11項の規定は適用されない。

以上のとおり、苦情申立人の主張は、根拠がないものであり、その主張は全く当たらない。

### (3) 1の(2)ア及びイについて

苦情申立人は、「納期を遵守する可能性を評価するのであれば、その評価方法、提出すべき資料等について明確に入札仕様書等に記載することは必須である。」と主張するが、調達機関が入札公告等で示した納入期限までに製品を納入できることを証明するのは、入札への参加を希望する者の当然かつ最低限の責務である。

特に、苦情申立人が提案する機種については、定員の増員など機体の大規模な改修やこれに伴う法令手続が必要となるものであり、より慎重なスケジュール検討が求められるものである。

こうしたことから、調達機関は、ヒアリング項目として「席改修の手順、手続き、スケジュール」の説明を求めることを事前に通知するとともに、ヒアリング時に重ねて、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」を提出するよう求めている。

にもかかわらず、苦情申立人は、入札参加資格を通知する直前まで、これを提出せず、また、提出された書面も、納入期限までのすべての手続を記載していない不完全なものであった。

このように、自らの責務を十分果たすことなく、調達機関に一方的に責任を転嫁する苦情申立人の主張は全く当たらないものである。

なお、苦情申立人は、14 座席仕様の開発スケジュールに関し、平成 28 年 7 月 28 日付けのメールで、「2017 年 8 月 14 座席仕様 Provision の EASA 承認」など、調達機関が示した仕様書はもとより、苦情申立人が提出した本機体メーカーからの差入書の内容とも大きく異なるスケジュールを提示している。

また、このメールでは、本邦航空局による飛行規程の承認や修理改造検査の受検などの重要な手続が、標準的な事務処理期間が十分考慮されることなく、すべて 2 月に集中し、期限内の納入が事実上不可能な内容であるとともに、調達機関との調整を行うことなく、中間検査等の必要な検査が省略されており、調達機関が示した仕様を満たしているとは到底いえない内容である。

このように、わずか 1 ヶ月足らずの間に、納入スケジュールが大幅に変更されており、納入期限が十分に考慮されていなかったことは明らかである。

#### (4) 1の(2)ウについて

苦情申立人が主張する「強化型ウィンドウシール」の要件とは、入札説明書 16 その他の規定に基づき、入札説明書等に関する質問を受け付けた際に、他の入札参加希望者から寄せられた質問に回答したものである。

ウィンドウシールの強度については、国土交通省の耐空審査要領の鳥衝突の項目に、1.0 kg (2.2 ポンド) の鳥が衝突した場合に、ウィンドウシールが鳥衝突に耐え、貫通するものではないとの基準があることから、この項目を当該質問への回答としたところ、苦情申立人から、鳥衝突の項目は、ウィンドウシール以外の主回転翼や尾部回転翼等も対象となっており、これらを満たすのは、新しい耐空審査要領による承認を受けた苦情申立人の提案機のみである旨の説明があった。

耐空審査要領は逐次改定されるが、過去に承認を受けた機種に対して、最新基準への適合が求められることはないため、苦情申立人が主張するように、鳥衝突の新しい基準に関する国土交通省の承認を条件とすれば、強化型ウィンドウシールという1つの条件だけで、新基準で承認を受けた苦情申立人のみが、入札参加資格を得る一方、旧基準で承認を受けた他の入札参加希望者は認められないこととなり、著しく不公平となる。

仕様書の第1総則の11では、「この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲（注 調達機関を指す。）と乙（注 入札参加希望者を指す。）が協議するものとする。ただし、協議が成立する見込みがないと甲が判断したときは、甲の解釈による。」と規定され、「強化型ウィンドウシール」の仕様の最終的な解釈は、調達機関が行うこととなっているが、調達機関が、入札参加希望者への回答時に意図した仕様は、あくまでもウィンドウシールの強度に関するものである。

こうしたことから、調達機関は、すべての入札参加希望者から、ウィンドウシールの強度に関する書類の提出を受け、いずれの入札参加希望者も調達機関が求める強度を満たしていることを確認した上で、当初示した仕様書等に基づき、入札参加資格の審査を行ったところである。

以上のように、苦情申立人の主張は、調達機関の意図から大きくかけ離れているとともに、自己に著しく有利な解釈を強要するものであり、公平性確保の観点から、到底受け入れることができないものである。

(5) 1の(3)アについて

前述したとおり、納入期限は、契約行為において、最も重要かつ基本的な事項で、これを遵守することは、入札参加希望者の当然かつ最低限の責務である。

また、苦情申立人は、「納入期限に間に合うことの可能性を否定的に評価したことを参加資格通知の段階で明記すべきであった。」旨の主張をするが、前述したとおり、調達機関の度重なる督促にもかかわらず、納入期限に関する書類を提出しなかったのは苦情申立人であり、調達機関の担当者あてのメールで、その非を全面的に認めている。

なお、入札参加資格無しとした理由書では、平成28年6月30日に提出された書面の内容を踏まえ、「平成30年1月中に本国での承認を取得する予定」であることなどを明記しており、苦情申立人が、ヒアリング時の約束どおり、至急に対応し資料が提出されていれば、参加資格通知に記載できた可能性もあったと思われる。

(6) 1の(3)イについて

前述したとおり、調達機関は、平成30年3月1日までに納入可能であることを証明する資料の早期提出を、再三にわたり求めていたにもかかわらず、苦情申立人から本機体メーカーからの差入書という不十分な資料がメールで提出されたのは、入札参加資格通知の前日の午後3時29分である。

なお、苦情申立人は、「入札参加資格通知前の協議において、何ら資料の提供を要請されることはなかった」旨を主張するが、ヒアリング時の納期に関する資料、その後提出された本機体メーカーからの差入書は、調達機関の要請により、苦情申立人から提出されたものであり、事実と異なる。

苦情申立人が主張するように、納入可能であることを証明する資料は、入札参加資格の通知前の協議でなされなければ意味がなく、この責任は

調達機関の度重なる督促に応えず、完全な書類を提出しなかった苦情申立人にある。

なお、調達機関が苦情申立人に資料の提出を求めたのは、苦情申立人が提出した担当者のメールのやりとりをみれば明らかなように、苦情申立人が主張する苦情の申立てに関し、調達機関が製品等の調達を行った際に、当該製品等の提供を行うことが可能であった者、すなわち供給者に該当するかを確認するためのものであり、入札参加資格の判断をするためのものではない。

(7) 1の(3)ウについて

改正協定では、第16条第2項で、「調達機関は、この協定の適用を受ける落札の決定の後72日以内に公示を行う。」とし、落札した供給者の名称及び住所、落札の日など、公示すべき情報を列挙しており、調達機関では、この規定に基づき、公示の準備を進めているところである。

苦情申立人は、入札参加資格を得た者の数を開示するよう、度々求めているが、ヘリコプターを納入できる機関は、苦情申立人が記載したとおり、極めて少数であり、数を開示することにより、入札参加資格を得られなかった者の特定につながり、法人の正当な利益を害する危険性がある。

また、入札参加資格に関する情報については、これを開示することを入札説明書等で示していないことから、開示に当たっては、すべての入札参加者の合意を得る必要があり、改正議定書に定められた公示手続に先立ち、特定の入札参加者のみの要請に応えこれを開示することはないものである。

### 3 苦情申立人の主張

(1) 苦情申立人が予定していたスケジュールが合理的であること

調達機関は、本件調達において、つまるところ、苦情申立人が予定さ

れた納入期限までに本機体を納入することができないと判断したということを実質的な理由として述べている。

しかしながら、14 座席仕様に関するスケジュールに関する調達機関の理解には誤りがあり、また防振装置仕様のスケジュールについては苦情申立人の苦情に一切返答していない。

以下、苦情申立人が提示していたスケジュールが合理的なものであること、調達機関の反論が的を射ていないことを改めて説明する。

#### ア 14 座席仕様

##### (7) 苦情申立人提示のスケジュールが実行可能であること

苦情申立人が想定していた、14 座席仕様に関するスケジュールは以下のとおりである。

平成 29 年 8 月：14 座席仕様 Provision の EASA 承認

平成 29 年 10 月：14 座席仕様 Provision を装備した本機の輸入

平成 29 年 11 月：調達機関輸入検査の実施

平成 30 年 1 月：14 座席仕様座席の EASA 承認

座席の EASA 承認後直ちに：EASA から本邦航空局に対する申請書の発行

平成 30 年 2 月：14 座席仕様座席の輸入

平成 30 年 2 月：製造業者による座席取付文書の発行

平成 30 年 2 月：本邦航空局による和文飛行規程の承認

平成 30 年 2 月：本邦航空局による修理改造検査受検

平成 30 年 3 月 1 日まで：調達機関完成検査の実施

以上のスケジュールで肝要なのは、座席を外した回転翼航空機の機体（上記スケジュール中「14 座席仕様 Provision」と表記しているものであり、Provision は「取付準備改修」と意識が可能である）を、輸出耐空証明発行の上で輸入し（上記 ~ ）、座席を別途輸入してから（上記 ~ ）、本邦にて機体に取り付ける（上記 ~ ）という手順

を採用しているところである。

海外で座席の承認を待ってから機体を輸入しようとした場合には、本邦における組立及び改修の期間が不足するが、上記の方法であれば、輸出耐空証明を早い時期に取得しているため、調達機関の仕様を充足した機体の納入に必要な期間を短縮することができ、納入に十分な期間が確保できる。

また、上記の和文飛行規程の承認についても、早めに回転翼航空機の機体自体を輸入することで、その時点から本邦航空局との折衝を開始することができ、後に座席を取り付ける改修を行うこと、並びにそれを前提とした和文飛行規程承認に向けた調整も可能となるため、の期間も効率的に短縮することが可能となる。

以上のとおり、苦情申立人が提示したスケジュールは、苦情申立人の実績に照らして問題なく実行ができるものであった。

(イ) 調達機関の理解に誤りがあること

a 座席の扱いの理解が誤っていること

調達機関は、全ての座席を搭載した形態で「輸出耐空証明を取得した上で我が国に輸入」することを前提としているが、上記(ア)のとおり、追加座席を別途輸入する形態で、早期に輸出耐空証明の発行を受けることが可能である。

b 調達機関資料<sup>91</sup>提示のスケジュールと齟齬がないこと

調達機関は、上記(ア)のスケジュールについて、「『2017年8月 14 座席仕様 Provision の EASA 承認』など、調達機関が示した

---

<sup>1</sup> 平成 28 年 6 月 30 日苦情申立人が提出したメーカー差入書記載のスケジュール（スケジュール部分のみ抜粋）

-構造分析及び設計	平成 28 年 12 月
-供試品の製造	平成 29 年 4 月
-耐衝撃性試験の実施並びに座席設計基準への準拠	平成 29 年 8 月
-承認書類の準備	平成 29 年 10 月
-最終確認及び承認取得	平成 30 年 1 月

仕様書はもとより、苦情申立人が提出した本機体メーカーからの差入書の内容とも大きく異なるスケジュールを提示している。」等と論難するが、これは、本機体メーカーのいう「最終確認及び承認取得 平成 30 年 1 月」という表現を誤解したものであると推察される。本機体メーカーが平成 30 年 1 月と説明したものは、上記(ア) であり、正に上記のスケジュールと一致する。

座席自体の EASA 承認と、座席を取り付ける準備のための改修の承認である Provision の EASA 承認が異なるものであるということは、通常回転翼航空機納入に関わる者であれば、当然に理解し得ることである。

c 中間検査の記載がないことは当然であること

調達機関は、上記(ア)のスケジュールについて、「中間検査等の必要な検査が省略されており」等と述べているが、中間検査は機体輸入後いつでも任意に行えるものであることを考慮していない指摘と言わざるを得ない。

中間検査は、調達機関と納入者の協議にて日程を定め、随時実施される。このような任意性があるため、スケジュールのどのタイミングでも実施することが可能であって、事前に厳密に時期を定めておく必要がそもそもないものであるし、改造が全て終わっていない段階で行うことも通常である。

スケジュールの策定において、中間検査の時期を厳密に定めておくことの方がむしろ異例であり、特別な事情がない限り、行われな

い。

イ 防振装置仕様

(ア) 苦情申立人提示のスケジュールが実行可能であること

苦情申立人は、防振装置の取り付けについて、「2017 年第 1 四半期頃に、航空当局による承認を得る計画」であることを調達機関に伝え



ている（調達機関資料 8）。平成 29 年初頭に承認を得ながら、納入期限である平成 30 年 3 月 1 日に間に合わないと判断する合理的理由は何もない。

(イ) 調達機関から何ら反論をしていないこと

苦情申立人は、防振装置の取り付けのスケジュールについて、なぜ納入期限に間に合わないと判断されたのか教えて欲しいと、遅くとも平成 28 年 7 月 19 日の調達機関との面談の時点で伝えている。

しかしながら、調達機関は、当該面談から調達機関報告書に至るまで、一切これについて明確な説明を行っていない。

苦情申立人としては、真摯でない対応をされたものと言わざるを得ない。

(2) 調達機関の審査手続が不合理・不透明であること

ア 「必要な書面」に関する説明がないこと

調達機関は、入札参加資格を認めなかった理由を「現状では、座席が 14 席以上ないため」等とし、こうした回答となった原因は、「苦情申立人が必要な書類を期限までに提出していなかったため」であると主張している。また、調達機関が、苦情申立人に対し「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」を提出するよう求めたことを述べている。

苦情申立人が今回苦情を申し立てたのは、調達機関が主張するような「必要な書類」「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」については、入札説明書等に一切記載がない、ということである。

このことについて、調達機関は、納入期限を明記したことで足りると主張しているように思えるが、記載がないこと自体は否定していない。

「必要」とまで言う書類であれば、入札説明書等に記載することが当然であり、これのない本件は、まさに事前に特定していない条件に基づ

いて評価が行われたものであり、改正協定第 8 条第 3 項(b)に違反するものである。

イ 「必要な書面」について

(ア) 「必要な書面」が明らかでないこと

調達機関は、「必要な書類」「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」と繰り返し述べるが、具体的に、どのような機関が作成する、どのような表題・内容の書面を意味しているのか、明らかにされたい。

なお、「責任ある機関」が本邦航空当局や EASA であることはあり得ない。すなわち、こういった当局が、改造計画の段階で、しかも後記(ウ)に述べるように 2 週間程度の間に関係書類を発行することは想定し得ないからである。

また、承認機関以外に「責任ある機関」として想定されるのは、機体のメーカーであろうが、苦情申立人がメーカーからの差入書を提出したところ、調達機関は、特に理由を説明することなく、これは「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」に該当しないと判断しているようである。

(イ) 他の要件では、メーカー提出の説明文書で足りるとされていること

上記(ア)のとおり、調達機関は、苦情申立人に対しては、メーカーの差入書では十分な書類ではないとしている一方、強化型ウィンドウシールの要件については、メーカー提出の説明文書で可としているように見受けられる。このような不公平は、まさに「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」を、入札説明書等に記載していないことが一因である。

なお、以下に述べるとおり、強化型ウィンドウシールの要件について他社が提出した書面が、苦情申立人提出の書面と比較し信頼に値するということではない。

a A 社回転翼航空機提出資料

標記資料は、鳥衝突に対する強度について、過去 3 回鳥衝突事例があり、それが事故につながっていないことを報告している。

仕様書で求められる要件は、2.2 ポンドの鳥と超過禁止速度又は最大速度(いずれか低速の方)で衝突した場合の安全性であるところ、標記資料は、鳥の重量、回転翼航空機の種類、衝突の角度等について一切触れず、漫然と問題がないと言っているに過ぎない。

これをもって仕様書で求められる要件と同等の強度があると判断した根拠は不明であると言わざるを得ない。

b B 社回転翼航空機提出資料

標記資料は、ウィンドウシールドの破壊圧について記載されているのみで、鳥衝突についての記載は一切ない。

これをもって仕様書で求められる要件と同等の強度があると判断した根拠は不明であると言わざるを得ない。

c C 社提出資料

標記資料においては、仕様書で求められている要件と、運動エネルギーで比較しているのみで、しかもその運動エネルギーも要件を満たしていない。ここで検討されていない衝突の角度等を考慮すれば、さらに乖離が大きくなる可能性もある。

また、「Q 社説明(原文)」とあるが、「the response of the Q Engineering Staff」とあり、Q 社の記名も発言者のサインもない、聞き書きに過ぎない。メーカーにおいて権限ある者のサインまでである調達機関資料 9 が採用されずに、標記資料を採用されたことは不公平極まりない。

d 調達機関の承認に対する理解が誤っていること

調達機関は、上記 a から c のような書面でもって強化型ウィンドウシールドの要件を満たしたものと認めたのは、「鳥衝突の新しい基

準に関する国土交通省の承認を条件とすれば、...旧基準で承認を受けた他の入札参加希望者は認められないこととなり、著しく不公平となる。」と考えたことが一つの要因であるかのように主張する。しかし、このような考えは、承認に関する実務運用について理解に不足があることによるものである。

すなわち、一旦承認を取得した機種の後継機種は、後継機種設計当時の最新の承認基準に従う必要は必ずしもないが、最新の承認基準に依るべきことを航空当局から指導された場合には、最新の承認基準での承認を取得しており、またこの指導は頻繁に行われているという実情がある。このため、後継機種設計の時点で、鳥衝突要件に十分な強度をもっていれば、本件調達強化型ウィンドウシールの要件と同等の FAR29.631 の承認を得ることは当然である。

なお、本件調達の受注者と推察される C 社が扱っている回転翼航空機においては、FAR29.2 その他一部の要件については最新の承認基準を満たしているが、本件調達強化型ウィンドウシールの要件と同等の FAR29.631 は、不適合とされている。これにもかかわらず、上記 c をもって本件調達強化型ウィンドウシールの要件と同等と判断した調達機関の判断過程は不明瞭と言わざるを得ない。

(ウ) 事前の協議がほとんど実効的に行われていないこと

調達機関と苦情申立人は、改造した上で納入期限に間に合うかについて協議を行っているが、そこで調達機関から提示されたのは、納入期限に間に合うことを示す書面を提出しろということのみで、それに従って苦情申立人は調達機関資料 9 を提出している。

調達機関資料 9 を提出してなお入札参加資格が認められなかったことに疑問を感じた苦情申立人が質問をしてようやく、調達機関から「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」等という表現で資料提出の求めを受けたが、これが何を意味しているのか不明

というほかないことは、上記(ア)及び(イ)のとおりである。

調達機関は、納入期限に間に合うことを示す資料を、苦情申立人自身がより積極的に提出すべきと主張しているように思われるが、苦情申立人としては、スケジュールの説明をし、メーカーの差入書まで提出していたもので、調達機関が内心で「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」などというものを想定していながら、それを開示することもなく、メーカーの差入書がこれに該当しないと判断している等ということは察しようもなく、入札仕様書を目にしたからの短期間に、苦情申立人にこれ以上の対応を求めることは無理を強いるものにほかならない。

なお、調達機関は、苦情申立人の主張を「入札参加資格通知前の協議において、何ら資料の提供を要請されることはなかった」等と要約しているが、調達機関の要請を受けてメーカーの差入書を提出したことは否定しないし、そのことは苦情申立人平成 28 年 8 月 12 日付政府調達苦情申立書に「何らさらに資料を提出すべきことを要請されることはなかった」（傍点苦情申立人）と記載していることから明らかである。「さらに」という表現を殊更に削除して要約している点は、誤導的な引用と言わざるを得ない。

#### ウ 理由が通知書に適切に記載されていないこと

調達機関が主張するように、「期限内に納入できないのは明らかである。」という理由で入札参加資格を否定するのであれば、入札参加資格確認通知書には、この旨が明らかに記載されるべきであった。例えば、「座席が 14 席以上ある機体を期限内に納入できないと判断されたため」といった記載が考えられる。

にもかかわらず、「現状では」等と、改造を行うこと一般を否定するかの如き不適切な表現に及んでいるのは、以上述べてきたような事情に鑑みれば、「期限内に納入できないのは明らかである」かどうかを、当

時真摯に判断しておらず、記載をすることに考えが至らなかったためではないかとの疑念すら生じるところである。

### (3) 仕様書の記載が不明瞭であること

苦情申立人の具体的な苦情についての補足は以上のとおりであるが、本件調達における記載の表現は、他の自治体等の入札案件と比較して不明瞭であることを指摘しておく。

例えば、一定の承認基準に準じるような性能を欲する場合、仕様書の段階で、ある承認基準について明確に指定をして例外を認めないか、当該基準について「承認されていること。あるいは満たしているという証明ができること」といった記載にすることが一般的である。

本件調達の強化型ウィンドウシールにおいては、調達機関が仕様書においては基準を明記せず、質問回答において初めて承認基準を指定し、しかも「同等」という曖昧な表現を用いているもので、以上述べてきたような事情と併せると、調達機関内部で適切な判断が行われていないのではないかと、さらにいえば、調達機関の恣意的な選定（入札形式を外形上は採用しつつも、現行機種の後継機種を採用すること）が可能となるように敢えて曖昧にしたのではないかとすら思えるところである。

本件調達において、落札者以外の3名の入札者全てが、苦情申立てを行っているということ自体、回転翼航空機の販売に関わる事業者として、苦情申立てを行わざるを得ないほど得心がいかない入札であったことを示していることにほかならず、調達機関の信頼が強く問われるべきである。

## 第5 委員会における検討の経緯

平成28年8月18日開催の平成28年度第2回委員会において、本件申立ての受理を決定するとともに、検討を開始した。

本委員会は、本件申立てを平成28年8月18日に受理した旨を同年8月

25日に公示した。

委員会での検討経緯は、次のとおりである。

第2回 平成28年8月18日

第4回 平成28年9月21日

第5回 平成28年9月30日

( 苦情申立人及び関係調達機関が意見を陳述した。 )

第7回 平成28年10月17日

第9回 平成28年10月31日

第10回 平成28年11月 日

第1回及び第3回は、苦情番号第1号及び第2号を検討。第6回は、苦情番号第1号のみを検討。第8回は、苦情番号第2号のみを検討。

## 第6 委員会の判断

### 1 改正協定の適用について

関係調達機関は、改正協定附属書 付表2の地方政府の機関「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件調達は、20万特別引出権を超える価格の調達に係るものであり、かつ、改正協定第3条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

### 2 本件申立ての適法性について

#### (1) 苦情申立ての時期等について

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年6月24日山梨県告示第311号)(以下「処理手続」という。)五の1によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、委員会へ苦情を申し立てる

ことができる。」とされている。苦情申立について却下事由に該当するかについて、以下、個別に検討する。

ア 本件苦情申立てが苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から 10 日以内に行われたかについて

平成 28 年 7 月 1 日に、関係調達機関は、「現状では、座席が 14 席以上ないため、及び、現状では、ヘリコプターテレビ電送装置に係る防振装置が機首の下部に取り付けられないため、入札参加資格なし」として、資格確認通知書を送付している。苦情申立人が、同通知書を受領した日は、平成 28 年 7 月 4 日であり、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日は、平成 28 年 7 月 4 日であるとするのが相当である。

一方、苦情申立が行われたのは、平成 28 年 8 月 12 日である。

苦情申立人は、苦情申立書において、平成 28 年 7 月 5 日から同年 8 月 2 日まで協議が行われていたと主張している。

関係調達機関は、却下申出書において、苦情申立書の「5 苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及びその内容」にある「平成 28 年 8 月 2 日まで協議をした」との記載については、協議期間と認められないとして却下を申し立てている。

しかしながら、苦情申立人は、平成 28 年 7 月 4 日に資格確認通知書を受領し入札参加資格なしとなった結果を踏まえ、同月 5 日には説明要請書を調達機関に提出している。これは、入札説明書 7 の(2)において定められている手続によるものではあるが、苦情申立人は、本件調達の問題点を指摘してその解決を求めていたと思われる。そのため、実質的な協議の要請とみなすことが適当であり、協議の開始日は平成 28 年 7 月 5 日とするのが適当と考える。

説明要請書に対する調達機関の回答は、平成 28 年 7 月 12 日付けで行われており、その後、苦情申立人と関係調達機関との本件調達に係るやりとりが断続的に行われており、苦情申立人が主張するように平成 28 年



8月2日までの期間を協議の期間とするのが適当である。

よって、当該期間を申立期間から控除すると、平成28年8月12日付けでなされた本件申立ては、申立て期間内になされたものであり、処理手続五の2にある「(一)遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

イ 協定と無関係な場合に当たるかについて

本件申立ては、改正協定第8条第3項(b)並びに第10条第7項(a)及び(b)並びに同条第11項(a)に違反すると考えられることによりなされていることから、処理手続五の2にある「(二)協定と無関係な場合」という却下事由には該当しない。

ウ 軽微な、又は無意味な場合に当たるかについて

本件申立ては、本件仕様書に記載されていない要件により入札参加資格なしとされたことに端を発していることから、違反の程度及び調達に与える影響が軽微であるとは、言えない。また、製品の納入期限は平成30年3月1日となっており、契約の履行は終了していないため、無意味な場合にも該当しない。

したがって、処理手続五の2にある「(三)軽微な、又は無意味な場合」という却下事由には該当しない。

エ 供給者からの申立てであるかについて

本件申立ては、三井物産エアロスペース株式会社の代表取締役である内田好治氏及び同氏から委任を受けた日比谷総合法律事務所弁護士多田敏明氏及び同川浦史雄氏から行われていること、及び、三井物産エアロスペース株式会社は、処理手続細則1の(1)ウ「入札参加資格手続において参加を認められなかった者」に該当することから、処理手続五の2にある「(四)供給者からの申立てでない場合」という却下事由には該当しない。

オ その他委員会による検討が適当でない場合に当たるかについて  
委員会による検討が適当でないとする特段の考慮すべき事情はないので、処理手続五の二にある「(五)その他委員会による検討が適当でない場合」という却下事由には該当しない。

(2) 本項のまとめ

以上のことから、本件申立ては、適法になされたものである。

3 争点について

(1) 関係規定について

関係する改正協定の規定は、次のとおりである。

政府調達に関する協定を改正する議定書(抜粋)

第8条 参加のための条件

1及び2 - 略 -

3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。

(a) 略

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

第10条 技術仕様及び入札説明書

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

(a) 調達(調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量(数量が不明な場合には、数量の見積り)並びに満たすべき要件(技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。)

を含む。)

(b) 供給者が参加するための条件(供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。)

(c)～(h) 略

#### 変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 略

苦情申立人が違反を主張するのは、改正協定第8条第3項(b)並びに第10条第7項(a)及び(b)並びに同条第11項(a)である。

第8条第3項(b)は、入札参加のための資格審査は、公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価することを定めたものである。

第10条第7項(a)は、入札説明書には、供給者が有効な入札書を準備するために必要となる技術仕様、適合性評価の証明等について、同項(b)は、供給者が入札に参加するための条件及び当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表について、完全な説明が含まれることを定めたものである。

第 10 条第 11 項(a)は、公示若しくは入札説明書に定める要件等を変更、修正した場合は、全ての入札参加希望者が判明している場合には、当該全ての入札参加希望者に、その他の場合には当初の情報を提供したときと同様の方法で、変更、修正した公示若しくは入札説明書を書面により送付することを定めたものである。

## (2) 論点について

苦情申立人は、本件調達において、入札説明書等に記載のない事項により、苦情申立人の入札参加資格が評価されたことは、本件調達の公正な競争を阻害するもので、その審査手続は、不合理・不透明であり、また、入札説明書等に記載のない他の要件では他社の入札参加資格を認めており、その判断過程は不明瞭で、公平性を無視した不公平な取り扱いであるとして、改正協定第 8 条第 3 項(b)並びに第 10 条第 7 項(a)及び(b)並びに同条第 11 項(a)に違反すると主張する。また、本件調達手続における関係調達機関の対応は、苦情申立人が関係調達機関の判断について争う機会を損なう真摯性を欠くものであると申立てている。

そこで、本委員会では、苦情の検討にあたり、以下の点を論点とした。

入札説明書等に記載がない事項により苦情申立人の入札参加資格が判断されたか

入札参加資格の確認における関係調達機関の判断が、本件調達の公平な競争を阻害したか

関係調達機関による入札参加資格の審査手続が不合理・不透明であったか

苦情申立人の入札参加資格をなしとした要件に係る関係調達機関の判断は、入札説明書の他の要件に係る判断と比較して不公平であったか

調達手続における関係調達機関の対応は、苦情申立人の争う機会を損ねたか

(3) 争点に係る入札説明書等の関係規定(抜粋)

入札説明書

2 入札に付する事項

(3) 納入期限 平成30年3月1日

4 入札に参加するために必要な資格等

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。(以下略)

(3) 仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

6 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、様式1の入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

オ 契約の履行等申立書(様式4)

【様式4】

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

契約の履行等申立書

次の一般競争入札に係る契約について、提示された仕様のとおり確実に履行できることを申し立てます。

1 公告日 平成28年5月30日(月)

2 契約の名称 消防防災ヘリコプター 一式

3 履行場所 甲斐市宇津谷445番地の1

山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当

添付書類

1 会社案内(設立年月日、資本金、従業員数、経歴(沿革)、業務内容等)

2 入札説明書4(3)に記載されている事項を確認できる書面

3 入札説明書4(4)に記載されている事項を確認できる書面

(5) 入札参加資格確認の結果は平成28年7月1日(金)までに郵便により発送する。

### 13 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、申請書類等提出した書類について、説明を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

### 仕様書

#### 第5 構造等

本機の構造等は、次のとおりとし、本仕様書で指定するもののほかは製造会社の型式仕様説明書に基づく標準仕様とする。

#### 3 座席数

最大座席数は14席（正副操縦士席2席を含み、正副操縦士席以外は脱着可能な構造とする。）以上であること。

#### 第7 装備品等

1 本機には、別表1及び別表2に示す装備品並びに別表3に示す付属品を装備すること。

#### 別表1 装備品一覧

##### 2. 機内・機外装備品

番号	品名	数量	備考
33	強化型ウインドウシール	1式	正副操縦士席に天窓がある場合。断熱性のあるスモークタイプのものであること。

#### 別表2 ヘリコプターテレビ電送システム（機上設備）

品名	数量	内容等
1 機外カメラ装置	1式	カラー可視及び赤外線一体型カメラ、防振装置、制御装置及び操作装置で構成されるもの。 3 防振装置 (1) 機体の振動及び動揺を検出し補正してカメラの姿勢制御を行うことができるもの。 (2) 空間安定性は、25 $\mu$ rad 未満であること。 (3) 回転角は、水平方向 360度、垂直方向 +10度～-100度以上（水平値を0度とする。）であること。 (4) 2軸以上の防振機構を備えること。 (5) 取付け位置は、機首の下部でカメラ性能を損なわない場所とし、取り外しが容易にできること。

## 第10 検査

### 1 総則

- (1) 甲は、2から8までに掲げる検査を行う。
- (2) 乙は、2から6までの検査を受けるべき時期になったときは、受検を希望する日の10日前までに、その旨を書面で甲に申し出なければならない。
- (3) 乙は、2から6までの検査を受けようとするときは、検査成績書の様式その他必要な資料を作成し、あらかじめ甲の承認を受けるとともに、検査に先立って、自ら検査を行い、その結果を記録した検査成績書を甲に提出しなければならない。
- (4) 乙は、検査に必要な装置等をあらかじめ準備しなければならない。
- (5) 乙は、検査に立ち会い、甲の求めに応じて説明し、及び甲の質問に答えなければならない。
- (6) 検査の方法は、甲の任意とする。
  
- (7) 検査に要する費用は、全て乙が負担しなければならない。ただし、6の要請検査及び8の再検査を除き、検査を行う職員等の旅費(山梨県職員条例(昭和32年山梨県条例第56号)の規定に基づき支給されるものに限る。)は、甲が負担する。

### 2 輸入時検査

乙が本機又は装備品等を輸入したときに、甲はその品目、数量等を検査する。この場合において、乙は、本機の製造国の輸出耐空証明書、改造の実施記録、その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

### 3 中間検査

本機の組立を行っている国内の整備工場で、作業の進捗状況等を検査する。

### 4 完成検査

本機が完成したときに、次のとおり行う。

#### (1) 外観検査

ア 機体の傷及び汚れの有無を検査する。

イ カバー類を取り外し、組立状況、装備品等の取付状況等を検査する。

#### (2) 重量及び重心測定検査

装備品等の装着、資機材の搭載及び人の搭乗について様々な場合を設定し、重量及び重心を測定する。

#### (3) 地上運転検査

地上で運転した状態で、性能、装備品等の作動の良否等を検査する。

(4) 飛行検査

飛行により、性能、装備品等の作動の良否等を検査する。

5 納入検査

本機、装備品等、予備部品が仕様書どおりに納入されたかどうかを検査する。ただし、完成検査で実施した事項については、省略することができる。

6 要請検査

乙は、特定の事項について、甲の検査を受ける必要があると認めるときは、甲に検査を要請することができる。乙は、この検査の実施に伴い甲が職員等に対して支給する旅費に相当する額を甲に支払わなければならない。

7 随時検査

甲が必要と認めるときに、必要と認める事項を検査する。

8 再検査

2 から 7 までの検査で不合格となった事項については、再検査を行う。このとき、乙は、甲の改善指示に従い、直ちに修理、部品交換その他必要な措置を講じた上で、改善指示事項実施報告書を甲に提出しなければならない。乙は、この検査の実施に伴い甲が職員等に対して支給する旅費に相当する額を甲に支払わなければならない。

(4) 入札説明書等に記載がない事項により苦情申立人の入札参加資格が判断されたか

苦情申立人は、入札説明書等に記載のない事項により、関係調達機関は苦情申立人の入札参加資格を判断したと主張する。苦情申立人は、入札説明書等に記載のない事項として、

- a 入札参加資格判断時に仕様書どおりの機体を有していること
- b 納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮すること
- c 納入期限に間に合うことの可能性をどのような条件で評価するかを挙げている。

以下、a から順に、検討する。

- a 入札参加資格判断時に仕様書どおりの機体を有していることについて

苦情申立人は、資格確認通知書に記載された入札参加資格なしとし



た理由である、「現状では、座席が 14 席以上ないため」及び「現状では、ヘリコプターテレビ電送装置に係る防振装置が機首の下部に取り付けられないため」について、「現状では」との表現から、入札参加資格判断時に、本件仕様書どおりの機体を有していることが要件となっているものと解釈し、当該要件は、入札説明書等に記載されていないと、主張する。

一方、関係調達機関は、入札説明書 6 の(5)で定めた資格確認通知書の発送期限が平成 28 年 7 月 1 日であるのに対して、苦情申立人から納入期限に関する書類が提出されたのが、平成 28 年 6 月 30 日の午後 3 時過ぎであり、提出された書類を検討するための時間的余裕がなかったこと、及び、提出された書類には、ヘリコプター製造会社の型式承認取得後に実施する各種手続のスケジュールが全く記載されていないことから、「現状では」という回答になったと主張する。

「現状では」という表現は曖昧であり、この言葉だけでは関係調達機関が意図したことが、苦情申立人に正確に伝わらない可能性がある。事実、苦情申立人は、この言葉により、入札参加資格判断時に本件仕様書どおりの機体を有していることが必要であるとの見解を持つに至っている。入札参加資格がないことの理由を説明するための表現としては、言葉足らずであったといわざるを得ない。

しかしながら、苦情申立人から納期に関する書類が提出されたのが確認結果通知書発送日の前日であったこと、また、後述するとおり、提出された書類が納期の確実性を判断するに足るだけのものではなかったことから、現状では、という記載になったものと推察されるものであり、関係調達機関の主張は、十分に理解できるものである。

また、資格確認通知書受領後に提出された苦情申立人からの「現時点での航空当局の承認を要求された理由をお示し下さい。」との説明要請に対して、関係調達機関は、資格確認通知内容説明で、「本機の納期

は平成 30 年 3 月 1 日であり、本邦航空局での型式承認手続や本県の各種検査などを勘案した場合、期限内の納入は極めて困難と判断せざるを得ない。」と具体的に説明している。

関係調達機関は、入札参加資格判断時に本件仕様書どおりの機体を有していることを要件としたものではなく、提出された書類が納期の確実性を判断するに足るだけのものではなかったことから、やむを得ず、「現状では」と記載をせざるを得なかったものである。したがって、入札説明書等に記載のない要件により、入札参加資格を判断したという苦情申立人の主張は、採用できない。

b 納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮することについて

苦情申立人は、入札説明書等には、納入期限に間に合うことの可能性を参加資格として考慮することについて記載がなく、これは、供給者が参加するための条件であるから、改正協定第 10 条第 7 項(b)によって完全な説明が求められるものであると、主張する。

一方、関係調達機関は、納入期限は、契約行為において最も重要な基本的な事項で、「間に合うことの可能性を参加資格として考慮する」ものではなく、当然に遵守しなければならないものであると、主張する。

納入期限と入札参加資格の関係については、本件入札公告及び入札説明書に記載がある。入札説明書 4 の(3)に、「入札に参加するために必要な資格等」として「仕様書に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。」と記載されており、本件入札公告においても同様な記載がされている。

納入期限に関して、入札説明書等に必要な資格等として上記の記載がある以上、「間に合うことの可能性を参加資格として考慮」とい

う要件を、さらに記載する必要はない。したがって、入札説明書等に記載がないという苦情申立人の主張は、採用できない。

c 納入期限に間に合うことの可能性をどのような条件で評価するかについて

前述のとおり、入札説明書 4 の(3)には、「入札に参加するために必要な資格等」として「仕様書に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。」と記載されている。

したがって、納入期限については、「確実に納入することができること」として、そのことを「知事が定めるところにより明らかにした者」であることが入札参加資格を判断する際の条件となる。

当該条件をどのように評価するかについては、入札説明書の様式 4 「契約の履行等申立書」に「入札説明書 4 (3) に記載されている事項を確認できる書面」を添付することとあり、また、入札説明書 16 の(2)の規定により入札参加希望者から関係調達機関に対して行われた質問に対して、「入札説明書 4- (3) については、仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを証明できる書面（任意様式）を、様式 4 「契約の履行等申立書」の添付書類として提出してください」と関係調達機関が回答していることから、入札参加希望者は、確実な納入を書面により証明することが要求されており、関係調達機関は、入札参加希望書から提出された書面により、当該条件を判断することになる。

しかし、入札説明書等の記載から、書面により証明することは明らかであるが、どのような書面によるかについては、具体的な説明はない。

苦情申立人も、どのような書面を提出すべきかが明らかになっていないと主張する。

入札説明書にある「知事の定めるところ」について、参加資格確認申請書等の提出前及び提出後に分けて検討する。

提出前については、例えば既製品の調達であれば、「知事の定めるところ」として、具体的な書面の内容を定めることが可能な調達もあると考えるが、ヘリコプターの調達においては、苦情申立人が主張するように、何らかのカスタマイズが必要となるのが通常であり、輸入機種については、製造国により承認を行う航空当局も FAA や EASA<sup>2</sup> など異なるものである。

また、どのようなカスタマイズが必要になるかは、提案機種及び関係調達機関の要求する仕様により様々である。そうした中で、入札参加希望者は、入札参加を希望するにあたり、確実に納入することができるとの確信をもって、参加資格確認申請書等を提出するものである。確実に納入できることを、参加資格確認申請書等にどのような書面を添付して関係調達機関に対して証明するかは、入札参加希望者が、それぞれの事情により考慮するものである。提出前に、それぞれの入札参加希望者の納期に関する事情について、関係調達機関は知り得ないものであり、具体的な書面の内容を特定し知事が定めることは、不可能である

次に、参加資格確認申請書等の提出後についてであるが、関係調達機関は、入札参加希望者から提出された、確実に納入することができることを証明する書面を確認し、それにより期日までの納入が十分に確認できないと判断した場合は、入札参加希望者に追加の書面を提出するよう要請することになる。この提出要請が知事の定めるところであり、どのような書面を要請するかは、入札参加希望者が既に提出した書面、提案機種、カスタマイズの程度等により、知事の定める書面

---

<sup>2</sup> FAA：米国連邦航空局、EASA：欧州航空安全局

の内容は変わらざるを得ないものであり、一律に定めることはできない。

知事の定めるところに関しては、提出前については、書面による以外は、入札説明書等に定めることができるものではなく、提出後においては、それぞれの事情において、個別に要請される書面の内容が、知事の定めたものということになる。提出前、提出後のいずれにおいても、一律に定型的な書面として定める事はできないものである。

これら一連の手続が、入札説明書等に定める納期に適合することを証明する方法となる。

既製品の調達ではなく、落札後に改修等を行う必要があるもので、その改修等も供給者により異なるという調達物品の特殊性から、知事が定めるところについては、上記のように解釈せざるを得ない。

関係調達機関は、参加資格確認申請書等提出時及び6月23日ヒアリング時に提出された苦情申立人の期限内納入が可能であることを説明したとする書面には、席改修について「製造業者では、客室12座席仕様は18ヶ月以内に開発を完了する計画です。」、防振装置機首下部取付について「製造業者では、2017年第1四半期頃に、航空当局による承認を得る計画です。」との記載があるだけの具体性のないもので納期の確実性が確認できないことから、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」の提出を求めたと主張する。

苦情申立人は、関係調達機関に対し、本機体について仕様書に適合するようにカスタムし、納入期限までに可能であることを説明し、本機体メーカーからの差入書まで提出していると、主張する。

また、苦情申立人は、苦情申立人陳述書において、開発要素については、それについて現実に開発を終了させ、最終的な承認を得る以外の時点で、航空当局が書類を発行するようなことはない。このため、

開発中の要素については、メーカーがコミットするということが、最も信頼のおける保証ということになる。苦情申立人は、正にそのメーカーがスケジュールを明確に述べた書類という、スケジュールに関するおよそ最良の資料を調達機関に提出しているものである、と述べている。

苦情申立人がこのような考えを持っていたこと、また、これにより機体メーカーの差入書を提出したことを考え合わせると、関係調達機関が知事の定めるところとして提出を要請した書面について、苦情申立人にその意図は伝わっていたと推察される。

したがって、調達機関の指示は、責任ある機関といった言葉遣いにおいて的確性に欠けるところは認められるものの、入札説明書に従って書面の提出要請を行っていたものと認められる。

この提出要請により、苦情申立人はメーカーからの差入書と称する書面を関係調達機関に提出したことは前述のとおりである。

関係調達機関は、審査期限にようやく提出された本機体メーカーからの差入書は、ヘリコプター製造会社であるP社が、製造国の承認に向けて進めている5つの活動項目及びその完了目処、納入期限の直前である平成30年1月末に承認取得予定である旨が記載されているのみの簡単な書面であったと、主張する。

苦情申立人は、平成28年7月28日付けメールにより関係調達機関に提出したスケジュール(以下「7月28日スケジュール」という。)をもとに、次のとおり主張する。

- ・ 14座席仕様のスケジュールに関する関係調達機関の理解には誤りがあり、苦情申立人が平成28年6月30日にメールで送信した機体メーカーからの差入書で提示されたスケジュール(以下「6月30日スケジュール」という。)は合理的なものである。
- ・ 関係調達機関は、全ての座席を搭載した形態で輸出耐空証明を取

得した上で我が国に輸入することを前提としているが、追加座席を別途輸入する形態で、早期に輸出耐空証明の発行を受けることが可能である。

- ・ 座席自体の EASA 承認と、座席を取り付ける準備の改修の承認である Provision の EASA 承認が異なるものであるということは、通常回転翼航空機納入に関わる者であれば、当然に理解し得ることである。
- ・ したがって、6月30日スケジュールと7月28日スケジュールとは一致する。

このような主張は、少なくとも、入札参加資格判断時点で示されたスケジュールをもとに主張するのでなければ、意味がない。

6月30日スケジュールと7月28日スケジュールは整合していると主張するのであれば、なぜ、入札参加資格判断前に、そのような説明を行わなかったのか、不可解である。

苦情申立人において、このような説明が可能であるならば、また、当然に理解し得る程度のことであるならば、入札参加資格を判断する前、例えば6月23日ヒアリングにおいて説明することも可能であったはずである。

本委員会においても、これらの書面を確認しているが、7月28日スケジュールを基に上記のような説明を聞かなければ、6月30日スケジュールは確実な納入を証明する書面とは、言い難いものであり、関係調達機関が入札資格判断時に提出された書面によっては、期限内の納入を確信できなかったとしたことは、やむを得ないものである。

以上のとおり、「仕様書に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること」という入札説明書の条件に基づき、関係調達機関は、苦情申立人に書面を要請しており、その条件により提出された書類により納入期限に間に合うことの可能性を判断しようとしたものであることから、納入

期限に間に合うことの可能性をどのような条件で評価するかについて、入札説明書等に記載がないという苦情申立人の主張は、採用できない。

#### 本項のまとめ

以上のとおり、入札説明書等に記載がない事項により入札参加資格が判断されたとする苦情申立人の主張は、採用できない。

したがって、改正協定第 10 条第 7 項(a) 及び(b)に違反しているとはいえない。また、入札説明書等において事前に特定された条件により入札参加資格を評価していることから改正協定第 8 条第 3 項(b)に違反しているともいえない。さらに、入札参加資格の評価は、入札説明書に記載のある要件により行われていることから入札説明書等を変更する必要はないため、改正協定第 10 条第 11 項(a)に違反しているともいえない。

#### ( 5 ) 入札参加資格の確認における関係調達機関の判断が、本件調達の公平な競争を阻害したか

入札参加資格の確認において、関係調達機関の恣意的な判断が行われたか

苦情申立人は、消防防災ヘリコプターの調達においては、納期までに何らかの開発・改造を施すことを予定していることの方がむしろ常態であり、納期までに間に合わせるできない抽象的な可能性さえあれば入札参加資格を否定できるというのであれば、また、事前にその判断基準が明確になっていない場合には、関係調達機関の恣意により、入札資格者を選別することが極めて容易になると、主張する。

関係調達機関は、苦情申立人が提案する機種については、定員の増員など機体の大規模な改修やこれに伴う法令手続が必要となるものであり、より慎重なスケジュール検討が求められる。こうしたことから、関係調達機関は、ヒアリング項目として「席改修の手順、手続き、スケジュール」の説明を求めることを事前に通知するとともに、ヒアリ



ング時に重ねて、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」を提出するよう求めている、と主張する。

関係調達機関は、入札参加希望者が提出した書面では、期限内の納入が十分に確認できない場合には、入札参加希望者から個別に事情を聞き、期限内納入が可能であると証明できる書面の提出を要請することになる。

一方、入札参加希望者は、入札参加を希望するに当たり、納入期日に関して、確実に納入できるという確信をもって当該入札に参加しようとするものであり、入札説明書に従い書面により納入できることが確実であることを証明する必要がある。

これらのことから、関係調達機関が、苦情申立人に対して、納入が確実であることを証明する書面を求め、それにより提出された書面では、十分な証明がされていないと判断したことに、手続的な問題はない。

しかし、入札参加希望者が、期限内の納入が確実であることを証明する責任を負うのは当然としても、入札説明書4の(3)の規定(知事が定めるところによる)や関係調達機関が主張する入札説明書13の規定(説明を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない)は、関係調達機関に一方的な権限をあたえているものとは考えられない。

対等な当事者として関係調達機関及び入札参加希望者双方による十分な説明、質問、回答等のプロセスにおいて、入札参加資格確認申請時に提出された書面を評価し、追加の書面の必要性を検討し、その上で必要となる書面の提出を要請するものである。関係調達機関は、こうしたプロセスを経て提出された書面をもって、最終的に判断を行うことになる。そうでなければ、苦情申立人がいうように、関係調達機関の恣意により入札参加資格の選別が容易に行われるといった不信を

招くものである。

本項のまとめ

上記のようなプロセスを経る中で十分な説明等が行われたかについては、疑問が残るが、本件入札においては、苦情申立人から提出された書面では、関係調達機関が期限内の確実な納入について、確信がもてるものでなかったことは、本委員会も認めるところである。

したがって、関係調達機関の恣意的な判断があったといえるものではなく、これにより、公平な競争が阻害されたとは、いえない。

(6) 関係調達機関による入札参加資格の審査手続が不合理・不透明であったか

納期限に間に合うことを証する「必要な書類」、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」がどのようなものか明らかにされていないことについて

これについては、入札説明書に、入札参加資格等として、「仕様書に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること」と記載されており、その規定に基づき関係調達機関は、苦情申立人に追加書面の提出を要請したこと、また、苦情申立人に、その要請の意図するところは伝わっていると推察されることは、上記(4)の で述べたとおりである。

機体メーカーからの差入書については、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」に該当しないと、関係調達機関が判断していると思われることについて

関係調達機関は、審査期限間際によく提出された当該差入書は、ヘリコプター製造会社が、製造国の承認に向けて進めている5つの活動項目及び完了目処、納入期限の直前である平成30年1月末に承認取得予定である旨が記載されている簡単な書面であり、時間的にも内容的にも十分に検討できるものではなかったと、主張しているものであ

り、当該差入書が提出要請した書類に該当しないとはいっていない。

機体メーカーからの差入書が、「責任ある機関が発行した改修計画や整備見通し等の関係書類」に該当するか否かは、機体メーカーが作成したという形式だけで判断されるものではなく、当然その内容も問われるものである。

他の要件（「強化型ウィンドシールド<sup>3</sup>」）では、メーカー提出の説明文書で可としているように見受けられることについて

確認しようとする内容に応じ、必要となる書類が変わるのは当然である。納入期限という調達全体に関わるものに関する書面と、個別の要件（「強化型ウィンドシールド」については、後述するとおり厳密さを要求しない確認作業）による書面とを同一とした場合、かえって調達事務を非効率にし、入札参加者に無用な負担をかけるケースが生じる可能性もある。

したがって、要請する書類が個別に変わるのは当然であって、要請する書類に合理性がないことが明白である場合はともかく、そうでなければ、審査手続が不合理・不透明ということはできない。

本項のまとめ

以上のとおり、関係調達機関の審査手続が不合理・不透明という、苦情申立人の主張は、採用できない。

（7） 苦情申立人の入札参加資格をなしとした要件（納入期限）に係る関係調達機関の判断は、入札説明書の他の要件（強化型ウィンドシールド）に係る判断と比較して不公平であったか

苦情申立人は、入札説明書等に記載のない要件により苦情申立人の入札参加資格が認められなかった一方で、強化型ウィンドシールドの

---

<sup>3</sup> 本件仕様書別表1の「2. 機内・機外装備品」33に「強化型ウィンドウシールド」と記載があるが、本報告書第6章以降は、英語(windshield、風防ガラス)の発音に近い、ウィンドシールドの表記で統一する。

要件については、入札仕様書に記載のない要件により、落札者と思われる入札参加者の参加資格が認められたことは、一般競争入札において強く要請される公平性を無視した不公平な取り扱いであると、主張する。

関係調達機関は、ウィンドシールドの強度についての質問があり、国土交通省の耐空性審査要領（以下「審査要領」という。）の鳥衝突の項目に、1.0 kg（2.2 ポンド）の鳥が衝突した場合に、ウィンドシールドが鳥衝突に耐え、貫通するものではないとの基準があることから、この項目を当該質問への回答としたところ、苦情申立人から、鳥衝突の項目は、ウィンドシールド以外の主回転翼や尾部回転翼等も対象となっており、これを満たすのは、新しい審査要領による承認を受けた苦情申立人の提案機のみである旨の説明があったとした上で、入札参加希望者への回答時に意図した仕様は、あくまでウィンドシールドの強度に関するものである、と主張する。

要件を満たしていない他社の強化型ウィンドシールドを認めたことについて

「強化型」とは何を示しているかという質問に対し、関係調達機関は「耐空性審査要領 4-1-12A に基づく鳥衝突に対する TA 級回転翼航空機の要件を満足していることを示しています。」と回答している。

鳥衝突に関する基準である審査要領 4-1-12A、或いはそれに相当する FAR<sup>4</sup> 29.631 の承認を受けているのは、苦情申立人提案の機種のみであり、落札者と思われる C 社の取扱機種は、当該承認を受けていないことは、苦情申立人の主張するとおりである。

しかし、強化型ウィンドシールドに関しては、本件仕様書別表 1 の「2. 機内・機外装備」33 の備考に、「正副操縦士席に天窓がある場合」

---

<sup>4</sup> 米国連邦航空規則。

と記載があり、天窓の強度に関することであると、最初から対象を明確に限定していることから、審査要領の鳥衝突の要件についても、その全てが求められているものでないことは、明らかである。

苦情申立人は、後継機種設計の時点で鳥衝突要件に十分な強度をもっていれば、本件調達の強化型ウィンドシールドの要件と同等のFAR29.631の承認をとることは当然であり、承認に関する実務運用について関係調達機関の理解不足があると、主張する。

しかし、関係調達機関が主張するように、国土交通省が制定している「耐空性審査要領等の適用に係る指針」(サーキュラー<sup>5</sup> 1-302)の「3. 審査要領等の適用について」では、「型式設計変更等を行おうとする時は、更なる安全性/衝突性を向上するため、最新の審査要領等を適用することを原則としている。しかしながら、設計変更等の一部にあっては、既存の適用を受けている審査要領等を継続して適用しても、最新の審査要領等を適用した場合と同等な安全性/耐空性が確保できると判断できるものがある。このような場合について所定の基準を満たすと航空局が認めるものにあっては、設計変更等の合理的及び効率的な実施の観点から、既に適用を受けている審査要領等を継続して適用することができる。」とある。

ウィンドシールドに関する基準は、当該指針において、航空局が重要と判断しない設計変更の例となっていることから、後継機種設計時に当該基準に従う必要は必ずしもないものであり、なんら違法性はない。

したがって、関係調達機関が、審査要領に基づく航空当局の承認を受けていない他社の提案機種について、要件を満たしていないにもかかわらずウィンドシールドの要件を認めたという苦情申立人の主張は、

---

<sup>5</sup> サークュラーとは、航空法及び同施行規則の解釈及び運用の細則を定めたもの。

採用できない。

なお、「耐空性審査要領 4-1-12A に基づく鳥衝突に対する TA 級回転翼航空機の要件を満足していること」との回答は、鳥衝突に関する基準である審査要領 4-1-12A の全部を満たす必要があると誤解される可能性があり、当該要領の一部の基準を準用するのであれば、その旨を明記すべきであり、この回答だけではどこまで基準を準用するのが明らかではなく、回答として十分なものでなかったことは事実である。

製品の指定ではないにもかかわらず、同等品として入札参加資格を認めることは、関係調達機関の判断で仕様を変更していることについて

本件仕様書の第 1 総則 12 には、「この仕様書中に製品の指定があるものについては、甲<sup>6</sup>が同等以上の性能を有すると認めたものに限り変更することができる。」と定められている。

苦情申立人は、この規定をもって、製品の指定がないにもかかわらず、同等品を認め、入札参加資格を認めることは、関係調達機関の判断で仕様を変更していることになると、主張する。

しかしながら、この規定は、本件仕様書に製品の指定があるものについて、同等品を認める場合の規定であり、製品の指定があるものに限り、同等品を認めるとした規定ではない。本件仕様書に製品の指定がないものについて、同等なものが認められないとまでは、この規定から、解釈することはできない。

また、前述したように、鳥衝突に関しては、天窓の強度に関するものであることは明らかであり、関係調達機関が、同等と判断したのは、天窓の強度を判断するのに必要となる鳥衝突に関する基準である審査要領 4-1-12A の一部の基準である。苦情申立人が主張するように、審

---

<sup>6</sup> 関係調達機関。

査要領 4-1-12A に規定する全ての基準について承認を得ている苦情申立人提案機種と同等と判断したものではない。

したがって、審査要領 4-1-12A についての航空当局の承認を取得している必要があることを前提として、製品の指定ではないにもかかわらず、同等品として入札参加を認めることは、関係調達機関の判断で仕様を変更していることになるという、苦情申立人の主張は、採用できない。

強化型ウィンドシールドの要件と同等と判断した関係調達機関の判断過程は不明瞭と言わざるを得ないことについて

苦情申立人は、本件調達の受注者と推察されるC社が扱っている回転翼航空機においては、FAR29.2 その他一部の要件については、最新の承認基準を満たしているが、本件調達の強化型ウィンドシールドの要件と同等の鳥衝突に関する基準である FAR29.631 は不適合とされている。これにもかかわらず、C社提出資料（仕様書で求められている要件と、運動エネルギーで比較しているのみで、しかもその運動エネルギーも要件を満たしていない。ここで検討されていない衝突の角度等を考慮すれば、さらに乖離が大きくなる可能性もある）をもって、本件調達の強化型ウィンドシールドの要件と同等と判断した、関係調達機関の判断過程は不明瞭と言わざるを得ないと、主張する。

関係調達機関は、意見陳述において、強化型ウィンドシールドを本件仕様書に記載したのは、各メーカーのヘリコプターが、耐空性審査要領に定められた風防の装備（ウィンドシールド）に関する基準を満たし、現時点でも、承認時の基準により、安全な飛行を継続していることを承知した上で、新たに設けられた鳥衝突に関する基準を引用し、これに対する、安全性の状況を確認することが目的であり、鳥衝突に関する基準について国土交通省の承認を求めるものではないと、主張する。

強化型ウィンドシールドに関しては、鳥衝突に関する基準である審査要領 4-1-12A に基づく承認を要件としているものでないことは、既に述べたとおりである。

しかし、新たに設けられた鳥衝突に関する基準の一部を引用して、安全性の状況を確認することが目的であるという、関係調達機関の主張は、定量的要因を重視する審査要領の基準に対して、「安全性の状況を確認する」という質的な判断を行うものであり、本来、相容れないものである。

運動エネルギーの差について、近似しているとして関係調達機関の要求に合致するものと判断をするのであれば、質問回答書で、そのような説明を行うべきである。

まして、関係調達機関が、承認時の基準により安全な飛行を継続していることを承知した上で、そのような要件を設けるというのであれば、「参考とする」等の文言による説明でも、関係調達機関が要求している要件の確認には支障のないものとする。

これらを踏まえると、「強化型」とは何を意味するかとの質問に対して、関係調達機関が「耐空性審査要領 4-1-12A に基づく鳥衝突に対する TA 級回転翼航空機の要件を満足していること」とのみ回答したことは、説明不足であるといわざるを得ない。

しかしながら、上記 で述べたとおり、本件仕様書の規定からは、本件仕様書に製品の指定がないものについて、同等品が認められないとまでは解釈できない。

また、関係調達機関が、提案された機種がウィンドシールドに関する審査要領の基本的な基準は満たしていることを前提に、「強化型」とは何かとの質問に、鳥衝突に関する審査要領を満足していることと回答したことは、当該鳥衝突に関する審査要領の基準全てを満たす厳密性を求めているものでないことは明らかであり、その一部を流用して、



鳥衝突に耐えられる程度のウィンドシールドの安全性の状況を確認する趣旨であったとも認められる。こうしたことから、調達機関は、当該要件を確認する過程で、ある程度の幅をもって同等に安全であることの判断を行ったものであり、説明等に不備があることは前述のとおりであるが、問題があるものとはいえない。

上述の趣旨から、C社提案機が要件を満たしていることについても、関係調達機関は、FAR29.631 では、運動エネルギー3,179J に耐えることが求められているところ、それを下回る3,073Jまでのテストしか行っていない機種ではあるが、要件確認の過程においてある程度の幅をもって同等であると、安全性を判断したものと見える。

国が設置した政府調達苦情検討委員会が、「苦情処理の対象範囲は、専ら政府調達手続に関する事項となっている。したがって、入札説明書適合性の判断については、原則として、委員会の検討対象とはならない。」(検委事第13号の37頁)、また、「苦情処理の対象範囲は、専ら政府調達手続に関する事項となっている。関係調達機関の特別重点調査結果の入札無効の判断の適不適については、当該判断が全くの事実の基礎を欠く場合や、事実に対する評価が合理性を欠くことが明白な場合を除き、委員会の検討対象とはならない。」(検委事第14号24頁)と述べているように、本委員会が対象とするのは、政府調達手続に関する事項である。本件入札に関して、関係調達機関が、判断に幅のある中で、同等に安全であると確認したものについて、安全かどうかの不合理性までは、本委員会の判断を超えるものである。したがって、本委員会では、完全に不合理であったとの判断はできない。

以上のとおり、説明に不備はあるが、判断過程が不明瞭であるとまではいえないことから、鳥衝突要件の全面適用を前提として、強化型ウィンドシールドの要件と同等と判断した関係調達機関の判断過程は不明瞭であるとする、苦情申立人の主張は、受け入れられない。

入札参加希望者が全てを満たし得ない入札説明書等を作成した上で、関係調達機関が恣意的に選定した入札希望者のみ、入札仕様書等に記載のない条件でもって入札参加資格を認めることが可能となってしまうことについて

上記のとおり、鳥衝突に関しては、本件仕様書の「強化型ウィンドシールド」について、入札参加希望者からの質問に対して関係調達機関が「強化型」の解釈を回答したものである。審査要領の当該要件については、その基準の一部を流用したものに過ぎない。苦情申立人が主張するように審査要領が規定する鳥衝突の要件の全てを満たすことが求められたものではない。

また、「強化型ウィンドシールド」に関しては、審査要領や FAR29.631 等の承認を受けていない全ての入札参加希望者が要件を満たしていると判断されたことから、これにより、関係調達機関が恣意的に特定の入札参加希望者の入札参加資格を認めたということとはできない。

恣意的に入札参加資格を認めることが可能となることは、公正な競争を阻害すること、しかも関係調達機関によって引き起こされるといふ点において一般競争入札の趣旨が没却されることについて

上記(4)で述べたように、苦情申立人の入札参加資格が認められないことになった原因である納期に関する条件については、入札説明書等に記載のない要件ではない。

また、鳥衝突に関する要件については、本件仕様書に記載された強化型ウィンドシールドについて、入札参加希望者との質疑、応答において関係調達機関の解釈を示したものであり、入札説明書等に記載のない要件とはいえない。

したがって、一般競争入札において強く要請される公平性を無視した不公平な取り扱いであるとの苦情申立人の主張は、当たらない。

本項のまとめ

以上のとおり、関係調達機関の説明不足はあるが、他の要件と比較して不公平な取扱いがあったとはいえ、苦情申立人の主張は、採用できない。

(8) 調達手続における関係調達機関の対応は、苦情申立人の争う機会を損ねたか

苦情申立人は、本件調達における関係調達機関の対応は、苦情申立人が関係調達機関の判断について争う機会を損ねる真摯性を欠くものであり、上記(4)の違反が意図的に行われたのではないかとの疑念すら惹起させるものである、と主張する。

資格確認通知書の理由欄の記載では真の争点が明らかでないことについて

苦情申立人は、資格確認通知書において「現状では」仕様書のスペックを満たしていないと記載されていたこと、また、関係調達機関は、素直に、納入期限に間に合うことの可能性を否定的に評価したことを、資格確認通知書の時点で明記すべきであったと主張する。

一方、関係調達機関は、関係調達機関の度重なる督促にもかかわらず、納入期限に関する書類を提出しなかったのは苦情申立人であり、関係調達機関の担当者あてのメールでその非を全面的に認めていると主張する。

また、関係調達機関は、資格確認内容説明通知では、平成28年6月30日に提出された書面の内容を踏まえ、「平成30年1月中に本国での承認を取得する予定」であることなどを明記しており、苦情申立人がヒアリング時の約束どおり、至急に対応し資料が提出されていれば、資格確認通知書に記載できた可能性もあったと思われる、とも主張している。

「現状では」との記載は、(4)の で述べたように、入札参加資格

判断時に本件仕様書どおりの機体を有していることを要件としたものではなく、提出された書類が納期の確実性を判断するに足るだけのものではなかったことから「現状では」とだけ記載したものであるが、説明不足であり、本委員会も認めるところであることは、既に述べたとおりである。

入札参加資格通知後に資料の提出が求められていることについて

苦情申立人は、入札参加資格通知後の協議において、関係調達機関から「平成30年3月1日までに確実に納入可能であることを証明する資料（製造国からの輸送や関係機関との調整に要する期間の設定に関する詳細かつ明確な根拠等を含む）を平成28年7月28日までに提出してください。」との要請があったが、このような要請をするのであれば、提出する書類は入札説明書等に明記されるべき事項であり、少なくとも、入札参加資格通知前の協議でなされなければ意味がないと、主張する。

関係調達機関は、調達期間が苦情申立人に資料の提出を求めたのは、苦情申立人が提出した担当者のメールのやりとりをみれば明らかのように、苦情申立人が主張する苦情の申立てに関し、関係調達機関が製品等の調達を行った際に、当該製品等の提供を行うことが可能であった者、すなわち供給者に該当するかを確認するためのものであり、入札参加資格の判断をするためのものではない、と主張する。

政府調達苦情検討委員会への苦情申立てが可能な供給者に該当するか否かは、本委員会が苦情申立てを受けて決定することである。関係調達機関が行うものではない。関係調達機関は、苦情申立人との協議が進展を見ないのであれば、速やかにその旨を苦情申立人に明示し、協議を終了すべきであった。関係調達機関が本来行うべきでない苦情申立て資格の判断を行うと称して、苦情申立人に書類の提出を要請したことは、関係調達機関の権限外の行為であり、厳に慎むべきもので

ある。

こうした対応からは、真摯でない態度と苦情申立人が非難することも、もっともなことである。

関係調達機関は、入札参加資格を得た者の数について頑なに開示を拒否していることについて

苦情申立人は、苦情申立ては、公正な競争が阻害されているおそれがある場合に申立てるものであり、争いたい事項が、最終的にどのように競争に影響しているのかということは、申立てを行おうとする者の重要な関心事であるが、関係調達機関は、これについて頑なに開示を拒否していると、主張する。

関係調達機関は、改正協定第 16 条第 2 項で、「関係調達機関は、この協定の適用を受ける落札の決定の後 72 日以内に公示を行う。」とし、落札した供給者の名称及び住所、落札の日など、公示すべき情報を列挙しており、関係調達機関では、この規定に基づき、公示の準備を進めているところであると、主張する。

また、関係調達機関は、苦情申立人は、入札参加資格を得た者の数を開示するよう、度々求めているが、ヘリコプターを納入できる機関は、苦情申立人が記載したとおり、極めて少数であり、数を開示することにより、入札参加資格を得られなかった者の特定につながり、法人の正当な利益を侵害する危険性があると、主張する。

関係調達機関が主張するように、改正協定第 16 条第 2 項に落札情報の公示として、県報により、落札の決定後 72 日以内に落札情報の公示を行うこととされている。公示を行うべき事項については、落札者、落札価額、落札の日等であり、入札参加資格を得た者の数については、公示すべき事項として規定されていない。

したがって、入札参加資格を得た者の数について、関係調達機関が開示をしなかったことは、改正協定に違反するものではなく、調達

手続において、問題になるものではない。

防振装置仕様について、関係調達機関が何ら反論をしていないことについて

苦情申立人は、防振装置の取付について、「2017年第1四半期頃に、航空当局による承認を得る計画」であることを関係調達機関に伝えており、平成29年初頭に承認を得ながら、納入期限である平成30年1月に間に合わないと判断する合理的な理由は何もないと、主張する。

また、苦情申立人は、なぜ納入期限に間に合わないと判断されたのかを教えて欲しいと、遅くとも平成28年7月19日の関係調達機関との面談の時点で伝えている、しかしながら、関係調達機関は、当該面談から関係調達機関報告書に至るまで一切これについて明確な説明を行っていないと、主張する。

一方、関係調達機関は、意見陳述において、苦情申立人からの資格確認申請書等では、「機上設備の取付位置等は、甲と十分協議します。」との記載はあったが、機首下部に取り付ける場合、改修が必要であるとの記載はなく、関係調達機関では、この時点では改修の必要性を認識できなかったこと、6月23日ヒアリング時に、改修が必要になるとの説明があったこと、そのため、関係書類を至急提出するように求めたこと、上記苦情申立人の主張にある「2017年第1四半期頃に、航空当局による承認を得る計画」とのメールを受信したのが資格確認通知書の発送日の2日前であったこと及び当該メールには、改修の具体的な手順、スケジュールが示されていなかったことから、納期に間に合う検討ができなかったと、主張する。

防振装置仕様に関しては、関係調達機関に期限内の納入が可能であると判断するだけの時間的余裕及び内容がないものであり、14座席改修と同様の対応になったことは、やむを得ないものである。

しかし、苦情申立人が主張するように、関係調達機関報告書には、

当該事項について何ら説明がされていない。

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年 6 月 24 日山梨県告示第 311 号。以下「処理手続」という。）五の 9「関係調達機関の報告書」には関係調達機関報告書に記載する事項として、「苦情事項のすべてに答えている説明文」との規定がある。処理手続は、申し立てられた苦情について、適正にその内容を検討するための手続を規定したものであり、関係調達機関及び苦情申立人とも遵守すべきものである。

関係調達機関は、意見陳述において、防振装置仕様については、「2017 年第 1 四半期頃に、航空当局による承認を得る計画」という一文のみで、具体的な手順やスケジュールが記載されておらず、苦情申立人は間に合わないと判断する合理的理由は何もないと主張するが、間に合うと判断する合理的な理由も何もないと、主張する。しかし、これは、関係調達機関報告書において説明をしていないことの理由にはならない。苦情申立人の主張に合理性がないのであれば、その旨反論すればすむことである。苦情申立人の真摯でないとの非難もやむを得ないのであり、本委員会としても、処理手続が遵守されなかったことは甚だ遺憾である。

#### 本項のまとめ

権限外の書面提出の要請、資格確認通知書の不十分な記載による説明不足、処理手続が遵守されなかったことなど、関係調達機関に真摯でない対応が認められることは、苦情申立人が主張するとおりである。

しかしながら、それにより、苦情申立人の権利が侵害されたとする事実は認められず、したがって、苦情申立人が関係調達機関の判断について争う機会を損ねたとまではいえない。

また、上記（４）の違反が意図的に行われたとの苦情申立人の主張については、上記（４）で述べたように改正協定に違反する事実はなく、意図的との苦情申立人の主張は、受け入れられない。

( 9 ) 平成 28 年 9 月 30 日付け苦情申立人陳述書で新たに追加された主張  
について

苦情申立人陳述書で追加的に主張された、その他入札の公正性を疑わしめる事情として申し立てられた事項（更新に係る検討委員会報告書等が、特定機種を推奨していること、及び、落札金額が異常に高額であること）については、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日は、山梨県公報により関係調達機関が落札情報の公示をした日である平成 28 年 9 月 15 日と考えるのが適当である。

したがって、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た日から既に 10 日を経過しており、処理手続五の 2 「(一)遅れて申立てが行われた場合」という却下事由に該当する。

## 第 7 結論

以上のことから、本件入札の手続が改正協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず、苦情申立人の入札参加資格の再審査、及び調達条件を変えず再度調達を行うことを関係調達機関に提案することを求めるとの苦情申立人の主張は、採用できない。



## 附 言

本件調達において、4 者の入札参加希望者があったが、そのうち入札参加資格が認められなかった 3 者の全てから本委員会に対して苦情が申立てられた。本委員会は、この事実を重く受け止めている。

それぞれの報告書の結論を左右するものではないが、本件調達に関して、本委員会は、以下の点を指摘する。

### 1 山梨県消防防災ヘリコプター更新にかかる検討委員会報告書（以下「ヘリ更新報告書」という）について

それぞれの苦情申立てを検討する過程において、山梨県消防防災ヘリコプター更新に係る検討委員会（以下「機種更新検討委員会」という。）から関係調達機関に報告されたヘリ更新報告書の記載内容から、入札の公平性を疑う意見が聞かれた。ヘリ更新報告書は、関係調達機関が設置した機種更新検討委員会が、本県の特殊事情を踏まえ、消防防災ヘリコプターに求められる性能、装備等について、関係調達機関に報告したものである。

ヘリ更新報告書の第 章「更新に係る消防防災ヘリコプターに求められる性能等について」において、現用機の後継機種を望む意見が大半を占めたことから、現用機の後継機種が望ましいものと考えたと、報告されている。

第 章における検討内容として、現用機の評価と後継機種について、アドバイザーからの意見並びに各消防本部、山梨県消防防災航空隊の隊員及び運航管理委託会社からの意見が掲載されている。意見は、定性的或いは感覚的な意見が主であり、技術的な検討が行われたかは不明である。

また、機種更新検討委員会の委員 4 名の中に関係調達機関の職員が参加しているが、現用機の更新にあたり、外部の有識者等の知見を得るために、こうした委員会からの提言を受けることは必要なことであると考えるが、関係調達機関の職員が委員になる必要性はないものであり、委員会のありようとしては、外部の有識者等により構成することが望ましいものとする。

これらのことを考え合わせると、本件調達が行われる前から、入札参加希望者に関係調達機関への不信感といったものが生じていたであろうと、推察できる。

機種更新検討委員会は、技術的な要素を主として現用機の評価を行い、その評価に基づき必要となる性能、装備等を精査、検討することを専らとすべきであり、具体的な後継機種について、機種更新検討委員会が言及することではない。こうした機種更新検討委員会の報告が無用な疑いを引き起こしたものである。

へり更新報告書は、関係調達機関を法的に拘束するものではないが、その後の機種選定等に与える影響の大きさを考えると、今後の調達においては、関係調達機関が設置するこの種の検討会のあり方について、その役割を明確にするなど、公正、公平な公共調達の観点から見直しの検討を提言する。

## 2 入札仕様書等の記載について

本件調達を行うにあたり、関係調達機関においては、他の公共団体の入札仕様書等を検討したうえで、本件仕様書等を策定したと思われる。本委員会においても、他の公共団体の入札仕様書を何点か確認したが、本件調達の仕様書等の記載が、他に比較して著しく説明が不十分なものであったとは認められなかった。

しかしながら、本件調達において苦情申立てのあった3件全てに、入札仕様書等に記載のない事項を原因とする苦情が申し立てられたことも事実である。

いずれの案件についても、改正協定に違反しているとはいえないものであることは、それぞれの報告書で述べたとおりであるが、説明が十分とはいえないものもあったことから、恣意的な入札を行うために意図的にこのような入札仕様書等が作成されたのではないかとの疑いをもたれるに至ったことも、こうした苦情が申し立てられた原因の一つであると、推察される。

現用機の後継機種が望ましいというへり更新報告書が提出され、それが報道等でも取り上げられる状況においては、入札の公平・公正に疑いをもたれないよう、関係調達機関のより慎重かつ丁寧な対応が望まれるところであった。

### 3 関係調達機関と苦情申立人との間で情報交換等が十分に行われていなかったことについて

関係調達機関及び苦情申立人の説明不足等については、それぞれの苦情申立てに対する報告書の中で具体的に指摘しているところである。

こうした説明不足が生じた原因は、「当然相手方は知っているであろう」、「このようなことは常識である」等の双方の思い込みによるところが大きいものであり、また、苦情申立人においても、上記 1 で述べたように、本件調達開始前から入札参加希望者に不信感があったであろうことにも起因しているものと考えられる。

関係調達機関としては、現用機の後継機種が望ましいとのへり更新報告書が公にされた後の調達であるという状況を意識し、公平、公正な調達のためには、その手続において、誠意をもった対応が求められていたことを認識すべきであったが、今回の調達において、関係調達機関が十分な労力をかけて説明等を行ったかについては、疑問を持たざるを得ない。

一方、苦情申立人においても、関係調達機関の誤解を招くような説明や苦情申立人の説明趣旨が十分に伝わらないと思われる資料等も見受けられ、苦情申立て手続において、初めて、双方の認識の違いが明らかになったものもあった。それらの資料等により、関係調達機関に正しい理解を要求するのは酷なものもあり、苦情申立人にも丁寧な説明が求められるものであった。

入札参加希望者と関係調達機関の間での、質問、回答、説明、協議等のプロセスが十分に機能することにより、より質の高い情報交換が行われ、入札仕様書等は洗練され、関係調達機関としても満足度の高い調達が行われる。

こうした点からは、苦情申立人にもその一因があるとはいえ、関係調達機関の対応も十分なものとはいえなかった。

以上、今回の調達においては、調達手続の透明性を確保するという改正協定の趣旨からも、調達手続き前に、落札機種が推測されるようなことは、あってはならないことであり、また、入札仕様書等の曖昧性は、可能な限り排除すべきである。

その上で、入札仕様書等に疑義があれば、入札参加希望者と関係調達機関が可能な限り協議を行い、誠実に聞き、伝えるための誠意や努力が、殊更に望まれる調達であった。

平成 28 年 11 月 10 日

山梨県政府調達苦情検討委員会

委員長 小沼省二

委員長代理 渡辺恭史

委員 後藤聡

委員 深松和子

委員 八巻佐知子